

受理官庁 I N	インド特許庁	附属書 C I N
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	インド	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はヒンディー語 <sup>1</sup>	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	上述した言語と同じ <sup>2</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>3, 4, 5</sup>	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（P C T実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（P C T規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	認める。受理官庁は国際出願時にカラー若しくはグレースケールの図面又は写真の提出を認め、それを国際事務局に送付する。ただし同時に様式P C T/R O/106を発出し、P C T規則11.13(a)の要件を充足するために、恒久黒インクによる明確なバージョンの図面を提出するよう出願人に求める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、中国国家知識産権局（C N I P A）、欧州特許庁、インド特許庁、日本国特許庁（J P O）、スウェーデン知的財産庁（P R V）又は米国特許商標庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.3）。
- 2 受理官庁はP C T規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（P C T規則19.4(a)(ii)2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2014年11月13日付公示（P C T公報）171頁以降参照。

I N	インド特許庁 (続き)	I N
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁, オーストラリア特許庁, インド特許庁, スウェーデン知的財産庁 (PRV), 欧州特許庁 <sup>6</sup> , 中国国家知識産権局 (CNIPA) <sup>7</sup> , 日本国特許庁 (JPO) <sup>7</sup> 又は米国特許商標庁 <sup>7</sup>	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: インド・ルピー (INR) 及び米国・ドル (USD)	
	<i>自然人・新興企業 ・小企業</i>	<i>単独での又は自然人・ 新興企業・小企業を 伴うその他の企業</i>
送付手数料		
－電子出願	無料	無料
－紙形式 (物理的) 出願	INR 3,500	17,600
国際出願手数料 <sup>8</sup>	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16	
減額 (手数料表第4項に基づく):		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD 219	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD 328	
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (CN), (EP), (IN), (JP), (SE) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料 <sup>9</sup> (PCT規則17.1(b))	<i>自然人・新興企業 ・小企業</i>	<i>単独での又は自然人・ 新興企業・小企業を 伴うその他の企業</i>
－30頁まで		
オンライン送信	INR 無料	無料
紙形式での送付 (電子出願)	INR 1,000	5,000
(紙形式 (物理的) 出願)	INR 1,100	5,500
－31頁目以降の各頁		
オンライン送信	INR 無料	無料
紙形式での送付	INR 30	150
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	無料	

[次頁に続く]

6 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的財産庁 (PRV) が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

7 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

8 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

9 インド特許庁はWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の参加庁である (附属書B1参照)。受理官庁が提供官庁として優先権書類の認証謄本をDASを通じて取得できるようにしている場合、手数料は不要である。

I N	インド特許庁 (続き)	I N
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，ただしインド国内に送達用あて名が要求される <sup>10</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

10 登録弁理士のリストは受理官庁の次のウェブサイトから入手できる。  
<https://iprsearch.ipindia.gov.in/AgentRegister/>